

☆☆

北九州市 協働のあり方に関する基本指針

☆☆

**みんなで取り組み
みんなで育む
“まちづくり”**

～協働による住みよいまちづくり～

☆☆

北九州市

北九州市 協働のあり方に関する基本指針

みんなで取り組み みんなで育む まちづくり
～協働による住みよいまちづくり～

平成24年11月
北九州市

はじめに

北九州市は、平成 20 年 12 月「元気発進！北九州」プラン（北九州市基本構想・基本計画）、平成 22 年 10 月「北九州市自治基本条例」を策定し、市民のちからを活かすさまざまな市民活動支援施策を展開しています。

少子高齢社会の進行、市民ニーズの多様化・複雑化などの社会背景が大きく変化する中、新たな課題へ対応する必要があります。

一方、市民の自治意識が高まりをみせる中で、行政だけでなく、市民、地域団体、NPO、公益的団体、企業など多様な主体が、地域活動の担い手として、まちづくりを積極的に進めようとする機運が高まっています。

また、地域活動の担い手が協働することは、それぞれの知恵や資源を持ち寄ることで、相乗的な成果が期待でき、地域の活性化や課題解決に対応したまちづくり活動の促進が期待できます。

これまでも、本市では、市民活動団体等との協働により地域課題の解決へ取り組んできました。

今後、更に協働を促進させるため、「協働のあり方に関する基本指針」を策定し、協働が求められる社会的背景を明らかにし、協働に関する定義を設け、協働する際の心がまえを示し、協働を推進する上での課題と取り組みについて、整理しました。

基本指針を策定することで、市民や市民活動団体等関係者、行政職員の間で認識を共有し、市民みんなのちからで取り組むまちづくりが促進されることを目指します。

目次

	頁
1章 なぜ、今、協働が必要か	
1 社会的背景	1
2 協働によるまちづくりの意義	1
3 協働によるまちづくりの目標	2
2章 協働に関する基本概念について	
1 協働の定義	
（1）協働の定義	3
（2）参加と協働の違いについて	4
2 市民活動団体等と行政との協働について	5
3章 協働を進めるにあたって（行動規範）	
1 同じ目的に向かって進もう	7
2 お互いの違いを認め合おう	7
3 お互いを尊重し合おう	7
4 それぞれの得意なことを持ち寄ろう	7
5 みんな、対等であることを理解しよう	7
6 情報を公開しよう	8
7 定期的に評価しよう	8
4章 協働を推進する上での課題・取り組みについて	
1 協働を推進する上での課題	
（1）各主体に共通な課題	9
（2）NPO法人・ボランティア団体の課題	10
（3）市役所の課題	11
2 協働を推進する取り組み	
（1）協働環境の整備	12
（2）市民活動環境の整備	13
（3）市役所の庁内体制整備	14
（4）取り組みの見直し	15
○ 一覧表	16
資料集	18

1章 なぜ、今、協働が必要か

1 社会的背景

・ 公共サービス需要の拡大

少子高齢化の進行に伴い、次代を担う子ども達の育成や、増加する高齢者の福祉などについて、さまざまな課題が生じています。

また、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさや生活の質の向上を重視する成熟社会の進展により、個人の価値観や生活様式などは多様化し大きく変わっています。

このような社会状況の変化に伴って、公共サービスに対する市民のニーズもまた、多様化、複雑化するとともに、拡大しています。

・ 市民活動の高まり

一方、地域が抱える課題を意欲的に解決していこうとする地域団体や、専門性や先駆性を発揮して、行政サービスだけでは十分に対応できない課題へ取り組む活動を行うNPO法人やボランティア団体が増加しています。

当事者として社会のさまざまな課題の解決に積極的に関わり、公共をみんなですべて支えていこうとする市民の活動が高まり、社会の一翼を担っています。

・ 低成長時代

かつては公共サービスと行政サービスの領域は、ほぼ一致していました。

しかし、戦後から続いてきた右肩上がりの経済成長は終焉し、生産年齢人口も減少して低成長時代に入っています。厳しい財政事情や限られた資源のなかで、拡大する公共サービスの需要に行政のみで対応することは難しくなっています。

社会状況の大きな変化に対応して、課題を解決しながら地域の特性を活かしたまちづくりを進めるためには、主体性を持ち地域の実情を詳しく知る市民活動団体等と行政とがともに力を合わせ、まちづくりを推進していくことが必要です。

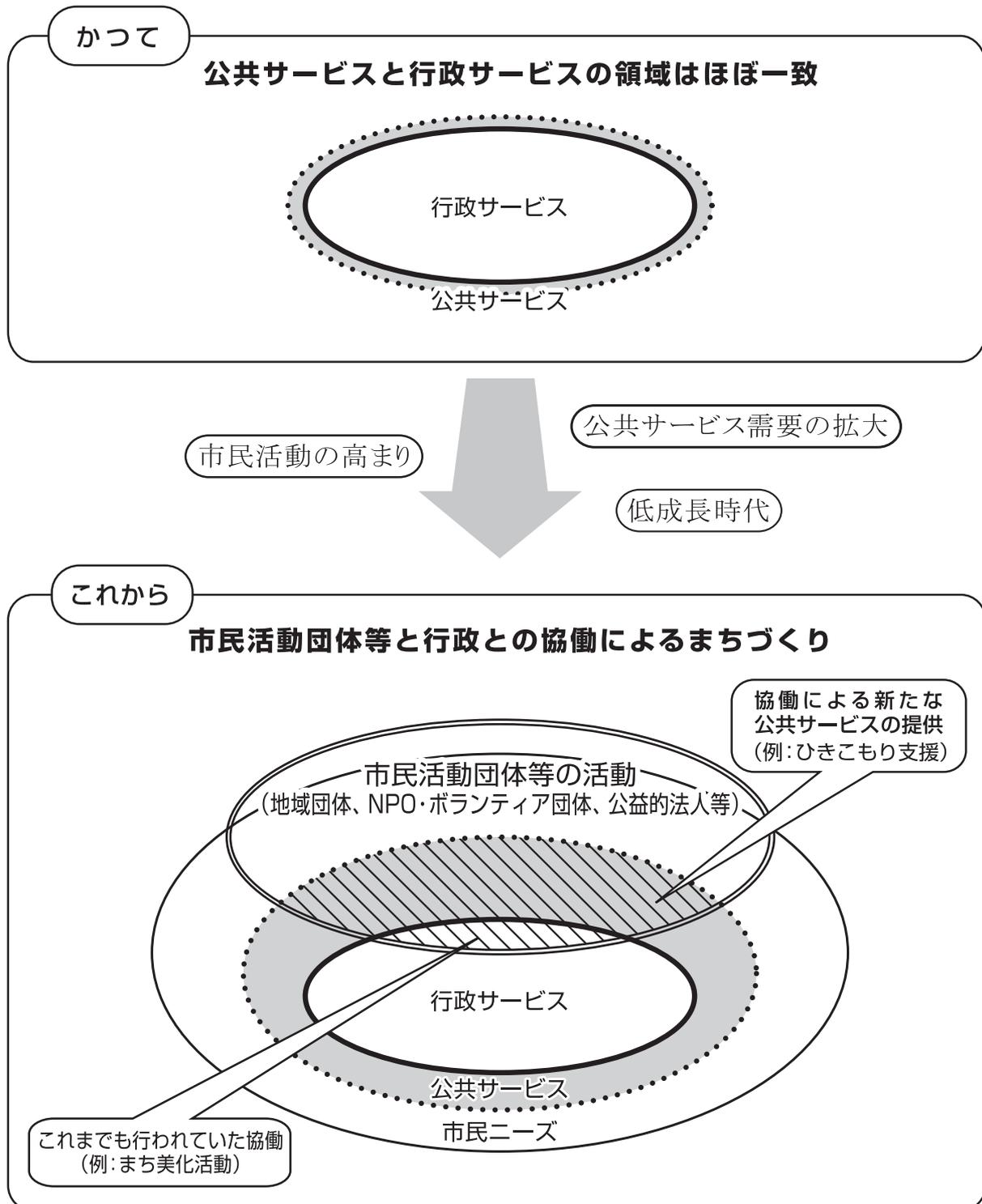
2 協働によるまちづくりの意義

主体的な市民活動が活性化されることで、従来の発想では解決できなかった地域課題の解決が促進されます。また、市民が暮らしている地域のあり方について自ら考え、主体的に行動することによって、今までの地域コミュニティの範囲を超えた新たなコミュニティが生まれ、市民自治の力が育まれます。

3 協働によるまちづくりの目標

協働を通じて主体的なまちづくりを進めることで、市民がまちに誇りを持ち、住んでいる市民はもちろん、訪れた人も「住んでみたい、住み続けたい」と思える持続可能なまちを実現していきます。

【協働が求められる社会的背景の概念図】



2章 協働に関する基本概念について

1 協働の定義

(1) 協働の定義

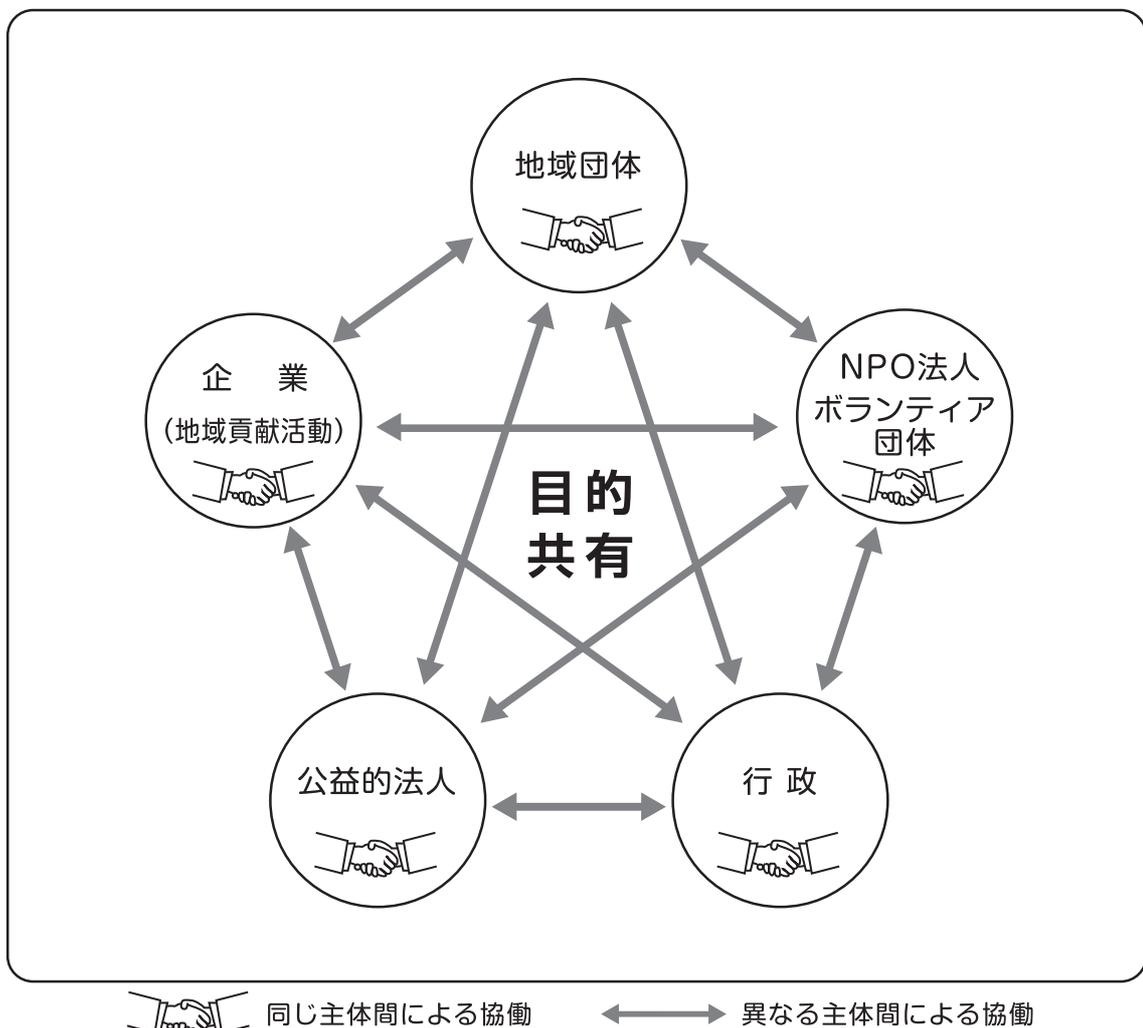
この基本指針では、協働の概念を次のとおり定義します。

**多様な主体^{※1}が、地域課題解決のため、目的を共有しながら
対等な立場で協力して進める非営利活動^{※2}**

多様な主体による協働には、異なる主体間による場合もありますが、同じ主体間による場合もあります。このように重層的な協働が展開されることで、きめ細かく質の高い地域課題解決が期待できます。

また、協働は目的ではなく、あくまでも地域課題解決のための有効な手段の一つです。協働という手法を有効に活用して、地域課題解決の促進を図ります。

【協働の概念図】



※1 「多様な主体」

多様な主体とは、地域活動の主要な担い手である、地域団体、NPO法人、ボランティア団体、公益的法人、企業（地域貢献活動）、行政等をいいます。

※2 「非営利活動」

「非営利活動」では、事業活動等で得た利益を構成員等へ配分せず、配分しなかった利益は、団体の公益的活動のため活用されます。

なお、労働の対価として団体職員へ支払う給料等は、利益配分には当たりません。

(2) 参加と協働の違いについて

この基本指針では、参加とは個人（市民）参加と位置付け、協働との違いを整理しました。

○参加

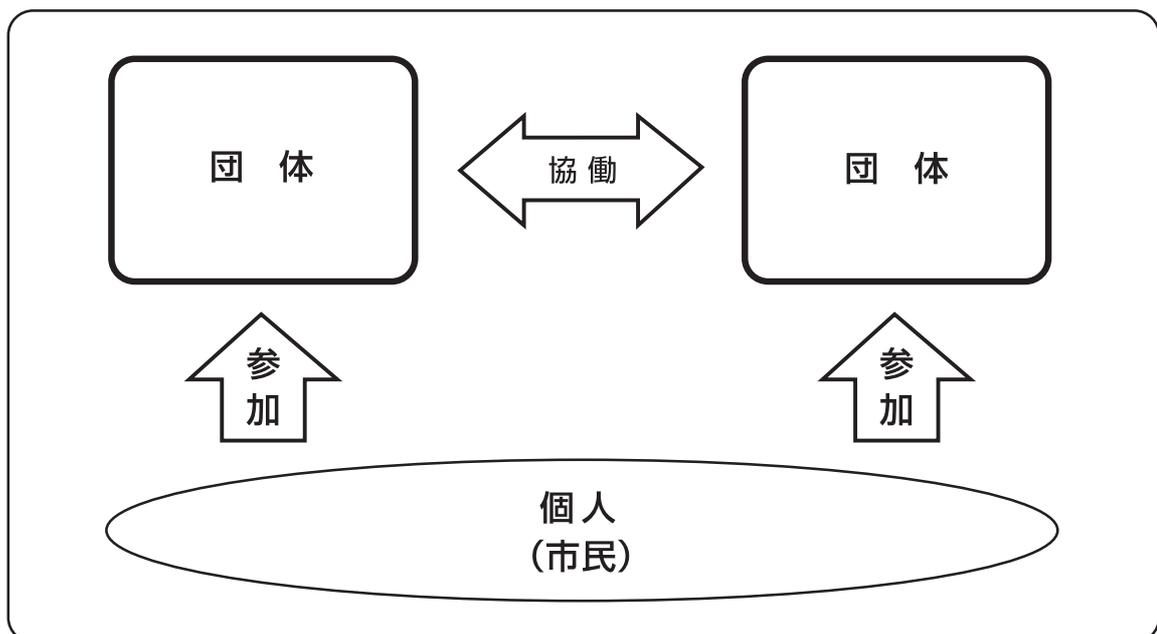
個人が、理念に共感して自主的に団体の活動に関わること

○協働

団体と団体がそれぞれの強みや特色などを活かして協力し合うこと

広範囲や多岐にわたる課題を解決するため、役割と責任を分担しながら協力しようとするれば、おのずと協働という形の協力関係が多くなります。

【参加と協働の概念図】

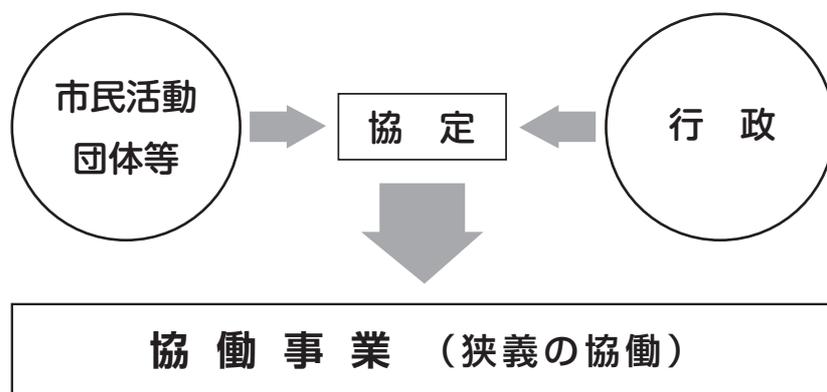


2 市民活動団体等と行政との協働について

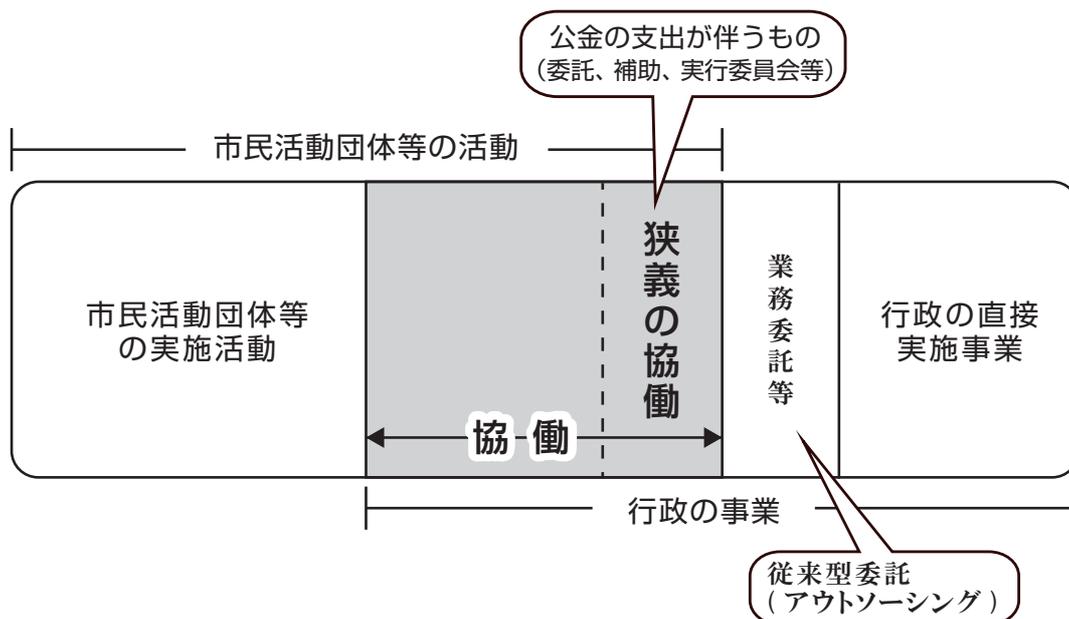
地域の課題は、市民活動団体等が主体的に解決に向けて取り組むことが基本です。しかし、団体単独や行政単独での解決が難しい課題や、協働することでより効果が期待できる地域課題については、市民活動団体等と行政とが、あらかじめ事業実施に関する協定などを交わし、協力して活動する場合があります。

特に公金の支出が伴うこのような協働事業を、この指針では「狭義の協働」として整理します。

【狭義の協働の概念図】



< 参考：協働における行政との関係について（概念図） >



狭義の協働事業について

市民や地域などが求める公共サービスの一部には、市民活動団体等と行政とが協働して取り組むことで、効果的・効率的な課題解決が期待できる場合があります。

次のような特長がある分野は、協働に適した分野と言えます。

1 きめ細かく柔軟に対応する必要がある分野

公共サービスは、公平・公正に安定的な提供が求められるものに加え、個別のニーズに応じた柔軟な対応が求められるものがあります。

個々の実情に応じて、きめ細かく柔軟に対応することが求められる分野については、協働によって、具体的なニーズに対応した、より満足度の高いサービスの提供が期待できます。

（事例：高齢者の見守り、障害者の生活支援など）

2 特定分野において専門性やノウハウが必要とされる分野

特定の分野を対象に継続的に活動を行っている団体は、専門性の高い知識、経験、人的ネットワーク等を持っています。こうした特性を活かすことで、行政とは異なるアイデアを盛り込んだ効果的な事業が期待できます。

（事例：感染症予防対策、環境啓発活動など）

3 これまで行政が取り組んだことのないような先駆的な分野

社会的な課題に対して、先駆的に取り組んでいる場合、その団体特有のスキル（技術）等を活かして協働することで、新たな公共サービスの提供が望めます。

（事例：ホームレス支援、ひきこもり支援など）

4 地域の実情に合わせながら進めることが必要な分野

地域の課題解決に向けた活動を行っている団体が、行政等と役割分担をしながら、地域特性に応じた協働事業を実施することで、高い効果が得られるとともに住民自治の向上へもつなげられます。

（事例：地域防災活動、買い物弱者支援など）

※ 上記の事例は、他の分野にも重複して当てはまる場合がありますが、最も関わりが深いと思われる分野の事例として示しています。